

産業廃棄物処分量許可証

住 所 西尾市住崎一丁目21番地

氏 名 有限会社 久米商店
代表取締役 久米 初己 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 平成28年 1月29日
許可の有効年月日 平成33年 1月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(選別)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

ア 設置場所

西尾市住崎一丁目19番

イ 設置年月日

平成27年7月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除

許可番号第 02320122857 号
く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴
って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産
業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

89.6m³/日(11.2m³/時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

